

○郡山市母子生活支援施設条例

昭和40年5月1日

郡山市条例第54号

改正 昭和42年7月20日郡山市条例第62号

昭和46年3月25日郡山市条例第15号

平成2年3月30日郡山市条例第20号

平成9年12月24日郡山市条例第40号

(題名改称)

平成11年3月24日郡山市条例第14号

平成12年3月28日郡山市条例第7号

平成12年6月7日郡山市条例第37号

平成17年9月28日郡山市条例第39号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的として、母子生活支援施設(以下「支援施設」という。)を設置する。

(平9条例40・平12条例7・平17条例39・一部改正)

(名称、位置及び収容世帯数)

第2条 支援施設の名称、位置及び収容世帯数は、次のとおりとする。

名称	位置	収容世帯数
郡山市母子生活支援施設ひまわり荘	郡山市希望ヶ丘1番17号	38

(平9条例40・一部改正)

(入所の決定)

第3条 支援施設に入所しようとする者は、市長に申請し、その決定を受けなければならない。

2 前項の規定により入所の決定を受けた者(以下「入所者」という。)は、市長に誓約書を提出しなければならない。

(平9条例40・全改)

(退所)

第4条 市長は、入所者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その世帯全員又は該当者を退所させることができる。

- (1) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 精神疾患又は感染性の疾病を有するとき。
- (3) 監護すべき児童が満20歳を超えたとき。
- (4) 児童福祉法第23条に規定する事由に該当しなくなつたと認めるとき。

(平9条例40・全改、平11条例14・一部改正)

(費用の負担)

第5条 児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する費用(以下「費用」という。)の額は、規則で定める。

2 月の中途に入所し、又は退所した場合の費用の額は、日割計算によるものとする。

(平9条例40・全改、平17条例39・一部改正)

(費用の免除)

第6条 市長は、費用の負担をすべき者が災害その他やむを得ない事情により費用を負担することが困難であると認めるときは、当該費用の全部又は一部を免除することができる。

(平12条例7・追加)

(管理の代行)

第7条 市長は、支援施設の管理について、次に掲げる業務を指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(1) 児童福祉法第38条に規定する支援施設の目的達成のために必要な業務(入所及び退所の措置並びに費用に関する業務を除く。)

(2) 施設、設備等の維持管理に関する業務

(平17条例39・全改)

(指定管理者の募集の公告等)

第8条 市長は、前条の規定により指定管理者に支援施設の管理を行わせようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公告するものとする。ただし、指名する法人又は指名する複数の法人のうちから選定したものを指定管理者として指定しようとする場合は、この限りでない。

(平17条例39・追加)

(指定管理者の申請)

第9条 指定管理者の指定を受けようとする法人は、規則で定めるところにより、申請書に支援施設の管理の実施に関する計画書(以下「事業計画書」という。)等を添付して市長に申請しなければならない。

2 指定管理者の指定を受けることができる者は、社会福祉法人(以下単に「法人」という。)で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された法人にあっては、前条の規定による公告又は指名の日において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過していなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続を行っていないこと。

(3) 郡山市税を滞納していないこと。

(4) その他規則で定める要件

(平17条例39・追加)

(指定管理者の選定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、事業計画書等の内容を次に掲げる基準により審査し、支援施設の管理を行うことについて適当と認める法人を、指定管理者の候補となる法人に選定するものとする。

(1) 支援施設における市民の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 支援施設の効用を最大限に発揮できるものであること。

(3) 支援施設の管理に係る経費の節減を図ることができるものであること。

(4) 支援施設の管理を安定して行うために必要な人的能力、物的能力その他の経営上の基盤を有していること。

(5) 申請した法人が支援施設の管理に伴い作成し、又は取得した個人情報の保護のための適切な措置を講じることができるものであること。

(6) その他市長が支援施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めて定める基準

2 市長は、前項の規定により選定をしたときは、速やかにその結果を前条第1項の規定により申請した法人に通知しなければならない。

(平17条例39・追加)

(指定管理者の指定)

第11条 市長は、前条第1項の規定により選定した指定管理者の候補となる法人について、議会の議決を経たときは、当該法人を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定する場合において、支援施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

(平17条例39・追加)

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間の開始前に、支援施設の管理に関し、規則で定める事項について市長と協定を締結しなければならない。

(平17条例39・追加)

(事業報告書の提出)

第13条 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後60日（同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された法人にあっては、その取り消された日の翌日から起算して60日）以内にしなければならない。

(平17条例39・追加)

(指定等の公告)

第14条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

(1) 第11条第1項の規定により指定管理者を指定したとき。

(2) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(3) 前2号の規定により公告した事項に変更があったとき。

(平17条例39・追加)

(事業計画書等の内容の変更等)

第15条 指定管理者は、第9条第1項の規定により提出した事業計画書その他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書に規定する軽微な事項を変更したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(平17条例39・追加)

(秘密保持義務)

第16条 指定管理者による管理の業務に従事している者又は従事していた者は、支援施設の管理の業務に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平17条例39・追加)

(指定管理者の原状回復義務)

第17条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平17条例39・追加)

(指定管理者の賠償責任)

第18条 指定管理者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平17条例39・追加)

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、支援施設の管理及び運営に関して必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、規則で定める。

(平2条例20・旧第8条繰下、平9条例40・旧第9条繰上・一部改正、平12条例7・旧第7条繰下、平17条例39・旧第8条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日の前日までに、従前の郡山市が、入寮を認めていた者については、この条例により入寮されたものとみなす。

附 則 (昭和42年郡山市条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年郡山市条例第15号)

この条例は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則 (平成2年郡山市条例第20号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年郡山市条例第40号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年郡山市条例第14号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年郡山市条例第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(処分、申請、届出等に関する経過措置)
- 5 施行日前に、この条例による改正前のそれぞれの条例又はこれに基づく規程によりなされた届出、申請、処分その他の行為で施行日において現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成12年郡山市条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年郡山市条例第39号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第7条の規定により委託している母子生活支援施設の管理及び運営は、改正後の第11条第1項の規定により指定された指定管理者の指定の期間が開始する日までの間は、なお従前の例による。